厚生労働大臣の指定する特定疾病の場合

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある下記疾病に該当する場合、申請をしていただきますと、該当者に「特定疾病療養受療証」を発行しています。

受療証を病院などの窓口に提示すれば、自己負担額は1か月1万円※までとなります。

※慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については、自己負担額は1か月2万円までです。

- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

申請書は市役所窓口にあります。
申請書内には医師に意見を書いていただく欄があります。

宍粟市　国民健康保険